

障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）への 大阪障害フォーラム（ODF）の提言

はじめに 大阪の障害当事者運動について

大阪では、かねてより幅広い障害当事者団体が連携して、様々な課題に取り組んできた。「障害者の人権白書」の作成（1998年）、大阪府政への共同要望（2008年）、権利条約の批准を求める地域フォーラムの開催（08年11月）などを経て、2009年9月に大阪障害フォーラム（ODF）を結成した（2010年8月時点で30団体が加盟）。現在大阪府内を8ブロックに分けて地域に密着した取り組みを進めている。現在、日本障害フォーラム（JDF）と連携し、更なる障害者運動の大同団結と大阪府行政への働きかけを図っているところである。こうした実績の上に立ち、大阪障害フォーラム（ODF）に参加する団体の総意として、障がい者制度改革推進会議の第一次意見に対して下記意見を提言する。

1. 地域移行の取り組みについて

地域移行のポイントの1つは、地域での受け皿作りである。大阪では、障害当事者が主体となって地域で生きていく運動が積極的に進められ、作業所を出発点とした日中活動の場づくり、ホームヘルプ・ガイドヘルプ、グループホームなど地域での基盤づくりが取り組まれ、施設入所者も対象とした「施設ガイドヘルパー派遣事業」も広く実施されている。これらと連動し、国制度や自治体の独自施策の活用、各団体の取り組み等を通じて、入所施設・精神科病院からの地域移行が積極的に進められてきている。施設だけではなく行政や地域団体が協力して移行を支援していくしくみづくりがきわめて重要である。

2. グループホーム・ケアホームの取り組みについて

大阪では、早くからグループホームの活用が広がり、障害者自立支援法下においても、特に重度の障害がある人たちのグループホーム・ケアホーム入居や、公営住宅を活用したホーム設置がすすめられてきた。グループホーム・ケアホームが真に人間らしく豊かな生活の場となるよう、制度の抜本拡充が求められている。とりわけ、グループホーム・ケアホーム開設にむけた資金補助、障害者の豊かなくらしを支えるに足る支援スタッフの配置とそれらの人々の安定した就労環境の保障は早急に実現されなければならない。

3. 多様な日中活動の保障について

大阪では、当事者や親が積極的にかかわって作業所づくりがおこなわれてきた。試行錯誤を含んだ自主的な活動が地域の基盤を支えてきたのである。各人に合わせた生活リズムを作りながら、労働を中心とした取り組みや、「生きる場」といわれる仲間づくり・居場所づくり・地域とのかかわりなど多様な機能を作り上げてきた。特に重要なのは、こうした日中活動の取り組みは小さな作業所から始まったという事実である。5名程度の小さな集まりが基盤を形作ってきたのである。新法の体系がこの入り口を閉ざしてしまい多様性と自主性を奪ってしまうことにつながることを強く懸念するところである。

4. 就労支援の取り組みについて

大阪では、ITなど多様な職業訓練、広範な職場開拓、そして、ジョブコーチを基礎とした実際の職場での仕事作りや生きる場・作業所と結びついた就労支援などに取り組んできた。障害者の就労は多様な生活支援と結びついて行われるべきである。「就業・生活支援センター」は府下全域で展開されているが、その実践の中で、就労後の職場定着とフォロ

ーアップの必要性が増してきている。新法では職場定着・フォローアップをしっかりと位置づけていくべきである。

5. 精神障害者の対策と人権の確立

精神障害者の社会的入院が人権侵害であることを全国に示した大和川病院事件などを受け、大阪では退院促進ピアサポーター事業（1998年開始）の実施などの努力を積み上げてきた。退院促進のためには、地域での障害者のくらしを支える受け皿づくりが不可欠であるにもかかわらず、精神障害者への福祉支援施策は貧しいまま放置されており、一刻も早い改善が求められる。加えて精神保健福祉法第20条が定める「保護者」規定は、家族を終生「保護者」として縛るものであり、当事者・家族への人権を侵害するものであって、ただちに改める必要がある。

6. 情報とコミュニケーションの保障

ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者が、聞こえる人たちと平等に生活し社会参加できるようにするため、仮称「情報・コミュニケーション法」の制定を求める。既存の言語・コミュニケーション支援に関わる制度や事業は、全国的な統一基準を設定することで、障害者や障害がない人でも安心して情報を正確に確保できるようにするべきである。また、市町村を単位とした事業は、必要に応じて広域的に利用できるようにすべきである。盲ろう者通訳介助は、盲ろう者が地域で生活するために欠かすことのできない支援であり、現行の地域生活支援事業から、国の財政責任を明確にしたものへと改めるべきである。

更に知的障害者への情報とコミュニケーションの保障について、「わかる、伝える、選ぶ、決める支援」の方策が重要であり、検討すべきである。

7. 成年後見制度の拡充

本来成年後見制度は、障害当事者の意思や自己決定を尊重して運用されなければならないが、後見人や生活支援員を支える基盤が脆弱なために十分に機能せず、あるいは制度利用が必要な人であっても活用をあきらめている実情がある。加えて、後見人をつけた本人には選挙権のはく奪をはじめ様々な欠格条項が適用される。障害者の安全なくらしを支え、権利を擁護するため、こうした問題点の改善が早急に求められる。

8. 教育について

大阪では、画一的な押しつけを排して、本人や家族のねがいを受け止めた就学先の保障を図るよう、努力が続けられてきた。今後も、障害児童の学ぶ場については、本人・家族の願いにそった、多様な選択肢の準備が必要であり、いずれの場においても十分な合理的配慮が確保されなければならない。またインクルーシブ教育は、障害の有無にかかわらず、すべての児童・生徒が教育の場から「排除されない」ための具体的な方策を意味するのであって、国はその実現のために、抜本的な施策の拡充を図る必要がある。

以上

2010年10月5日

大阪障害フォーラム（ODF）